

⑧その他の創意工夫による取組み

<p>区分及び事業名</p> <p>※1から4のいずれか該当するもの一つに○を付し、()に事業名を記入してください。</p> <p>※1から4の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。</p>	<p>1 人権相談分野(事業名:)</p> <p>② 地域就労支援分野(事業名: 地域就労支援事業)</p> <p>3 進路選択支援分野(事業名:)</p> <p>4 生活上の様々な課題等の発見又は対応分野(事業名:)</p>
<p>【現状】本市では、平成20年7月に若年者就労支援機関「JOBカフェすいた」を設置し、若者の自立と就職促進を図ってきました。また、同年10月からは「JOBナビすいた」を設置し、就労相談事業や職業紹介事業を実施してきました。平成23年8月に、両施設を「JOBナビすいた JOBカフェすいた」として統合運営し、サービスの平準化・効率化を図るとともに、子育て中の求職者に対する支援や相談員の担当制の導入、第1土曜日の開館などの新たなサービスを提供しています。</p> <p>【現状における課題】雇用の拡大を図るため、地元企業とのさらなる協力、連携が必要であると考えられます。また、就職者数の底上げをするためには、就職困難者一人ひとりの事情に合わせたサービスの提供をすることが重要です。</p> <p>【取組み内容】平成23年8月から、「JOBナビすいた JOBカフェすいた」において企業向けセミナー等を実施するなど、企業との連携強化を図っています。また、同施設内にマザーズコーナーとして、小さい子ども連れの母親・父親が子どもを見守りながら相談できるスペースを設置しました。他に、平成23年4月から、パーソナル・サポートモデル事業の一環で「パーソナルサポートセンターすいた」を併設し、就労阻害要因を抱えた人への寄り添い型サポートを実施することで、様々な就職困難者へのきめ細かい支援に努めています。</p>	